

議長及び相当の職務を委員長といたしなうと固い事。此に町民議の事
七人か。

(「是議なり」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 町民議なりと認めしやう決定したる。右種委員の
送付結果に「り」事務局長として報告したる。

一議事事務局長(島田留君) 報告したる。福生町民生委員推せん会推せん委
員杉本皆雄議員、福生町表参道審査委員今委員、中西虎蔵議員、細沢
晋議員、石川信義議員、岸茂議員、杉本皆雄議員、福生町青年会理事
中西虎蔵議員、細沢晋議員、石川信義議員、岸茂議員、杉本皆雄議員
福生町市計思慮議事委員、中西虎蔵議員、岸茂議員、林幸男議員
員、堀川貞議員、南崎豊吉議員、中村國大議員、岩田博議員、村新次
議員、川田忠義議員、福生町国民健康保健運動協会の委員、杉本皆雄
議員、堀川秋之助議員、小井田之議員、福生町駐留軍司令部職員等計策



協賛会委員、石川信義議員、杉本皆雄議員、福生警察署管内防犯協会
理事、中西虎蔵議員、石川信義議員、福生町警察協会の役員、中西虎蔵議
員、細沢晋議員、岸茂議員、林幸男議員、日米親善委員会委員
中西虎蔵議員、福生町右衛門会委員、中西虎蔵議員、細沢晋一議
員、岩田博議員、大久保一郎議員、大坂本右任議員、福生町青年会理
事、三若名以下水道及び道路建設促進協会の委員、理事、中西虎蔵議員
堀川貞議員、杉本皆雄議員、岸茂議員、基地対策連絡協議会の委員
中西虎蔵議員、石川信義議員、以下報告を終り。

一議長(中西虎蔵君) 即ち「り」事。右種委員の送付に「り」はたしな事
務局長から報告したる通り送付する事に町民議ありと云ふ。

(「是議なり」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 町民議なりと認めしやう決定したる。

一議長(中西虎蔵君) 進め御程第八議席の変更について議題に供します。議席の変更については、ワジにどう行かたいと思ひます。その議長は、四番にいたしたいと思ひます。これに御賛成の方が多いか。

(賛成の方が多い)

一議長(中西虎蔵君) 御賛成と認め、さう決定いたしました。これから、議席の変更のワジを行ひます。事務局長として、一番よりワジを願ひます。

(ワジを願ひます)

一議長(中西虎蔵君) ワジは、いふりません。

(心使ひません)

一議長(中西虎蔵君) 是と認め、事務局長として、議席の変更をいたします。

す。

一議事事務局長(島田好吉君) 発表いたします。一番の坪に、議員、二番畑刈、三番議員、三番村野、議員、四番川、田忠義議員、五番青藤博議員

六番林幸男議員、七番大沼秀恒議員、八番堀野健之助議員、九番神野藤操議員、十番若田博議員、十一番、根本富久議員、十二番中村国大議員、十三番、高崎豊吉議員、十四番、加藤靖一議員、十五番上石捨吉議員、十六番岸茂議員、十七番、高橋千春議員、十八番石川信義議員、十九番杉本智雄議員、二十番大野村大議員、二十番堀川寅議員、三十一番田村田雄議員、三十二番大久保一朗議員、三十四番中西虎蔵議員以上でございます。

一議長(中西虎蔵君) これから発表いたしました通り議席の変更をいたします。

こゝで暫時休憩いたします。

休憩午後三時五十八分

開議午後三時三十分

(議席の変更をします)

一議長(中西虎蔵君) 休憩前に引き続き、議事を行います。おはりのいたします。

に町長から挨拶依頼あり。

(町長石川常太郎君登壇)

一町長(石川常太郎君) 挨拶申し上げる。本日第百回福生町議会を開き、用惟い
くし、久し振りに長町間にわたり、挨拶の機会をもち、誠にありがと
うございまして、理事者提案の福生町親善例に決まれば、即決を以て
さ、厚くお礼申し上げる。なお議長、副議長並びに各常任委員会、議
会運営委員会、その他部事務組合等新しく編成がなされ、今や
の若手委員会に對し、お助力を厚くお礼申し上げる。なお新しくな
れ、おし、議長、副議長、各委員会、並びに部事務組合、各種委員会、臨
査委員の皆さん方も、本年にもとより、お助力を承り、ようお願
い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

一議長(中田虎蔵君) このまじり、昭和四年度第百回福生町議会臨時会
と開会いたします。長時間お助力のあり、とうございまして、

午後三時 三十三分

右会議の次第は、書記市川昭則の記載したものを、その内容が
正確であることと、証するものとして、ここに署名する。

昭和四年四月二十八日

福生町議長

中田虎蔵

福生町議会副議長

市川昭則

副議長

笹本益次

議員

岸

議員

川辺波蔵

議員

加藤清一

議員

田村匡雄

報告

専決処分の報告について

地方自治法第百八十条第一項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第二項の規定により報告します。

一 東京都町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約中、別表第一に「東京都町村職員退職手当組合」を加えること。

(別紙専決処分手項添付)

昭和四十年四月二十八日

福生町長 石川 常太郎



石川 常太郎

専決第二号

専決処分書

地方自治法第八十条第一項の規定により、昭和四十年三月十二日議会の議決により指定された東京都町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について、次のとおり専決処分する。

一 新に加入する団体

東京都町村職員退職手当組合

二 改正された規約案（省略）

三 加入を認めた団体

福生町ほか二十八団体

四 東京都町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

別表第一、組合を組織する地方公共団体二十九を三十に、別表第二、組合議員選挙区第二区に当該組合を加え四団体に改める。

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

昭和四十年四月二十八日

福生町長 石 川 常太郎

昭和四十年五月三十日

第三回福生町議会臨時会々議録(第一頁)



第三回臨時会

第二回臨時会

昭和四十年五月十一日第二回臨時議会臨時会決議録(第一日目)

昭和四十年五月十一日第二回臨時議会臨時会を福生町役場議場にて集り、
一、臨時議員は次のとおりである。

一番 小堺仁之君 二番 細新吾一君 三番 村野弘君

四番 川辺忠蔵君 五番 斎藤博君 六番 林幸男君

七番 大沼秀仁君 八番 塩野鉄久助君 九番 神野藤操君

十番 岩田博君 十一番 延本益夫君 十二番 中村国太郎君

十三番 高崎豊吉君 十四番 加藤有一君 十五番 上石裕吉君

十六番 岸茂君 十七番 高橋千春君 十八番 石川信義君

十九番 杉本百雄君 二十番 大野村大君 二十一番 堀川実君

二十二番 田村匡雄君 二十三番 大久保一郎君 二十四番 中西虎蔵君

一、臨時議員は次のとおりである。

二十五番 議員なし

出席議員は次のとおりである。

一番 小堺仁七君	二番 細利晋一君	三番 村野弘君
四番 川辺忠蔵君	五番 斎藤博君	六番 林幸男君
七番 大畑秀臣君	八番 塩野鉄之助君	九番 神野藤次郎君
十番 岩田博君	十一番 定本益夫君	十二番 中村国太郎君
十三番 高崎豊吉君	十四番 加藤清一君	十五番 岸茂君
十六番 高橋千春君	十七番 石川信義君	十八番 杉本百雄君
十九番 大野行天君	二十番 堀川実君	二十一番 田村匡雄君
二十二番 大久保一郎君	二十三番 中西虎蔵君	

欠席議員は次のとおりである。

五番 上石啓吉君

議会事務局の職員は次のとおりである。

議会事務局 局長 島田健君 書記 野崎薫君 中川昭利君

地方自治法第百三十一條の規定により、会議事件説明のため出席を求めたものは次のとおりである。

町長 石川常太郎君	町役 森田幸造君	町役 秋山誠一君
教育長 保崎俊夫君	町役 所田信二君	町役 生子国利君
産業部長 古谷徳男君	町役 高水永君	町役 青井喜次君
町役 橋本孝蔵君	町役 田村忠雄君	

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の署名について

日程第二 会期の決定について

日程第三 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算(第一号) (議案第三十号)

日程第四 福生町の職員給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第三十号

日程第五 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す